

令和 7 年度

施政方針

えびの市

令和7年3月えびの市議会定例会が開催されるにあたり、令和7年度の施政方針と施策につきまして概要を申し上げ、議員の皆様をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の情勢について

現在、我が国では、持続可能な社会保障制度の構築、人口減少・少子化対策、不安定な国際・経済情勢、大規模災害への備えなど多くの課題に直面している中、経済においては、コロナ禍による落ち込みから回復し、33年ぶりの高水準の賃上げ、史上最高水準の企業の設備投資など、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えているとされています。そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「経済・財政新生計画」を新たに定め、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていくこととされました。

一方、地方創生の取組が始まって10年が経過する中、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、女性・若者にとって魅力的な地域づくりなど地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しするなど、強い危機感を持って地方創生の新展開を図ることとされています。

令和7年度の地方財政対策においては、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方公共団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保することを基本とする内容となっています。

本市の情勢について

人口減少問題は、将来にわたって、生産年齢人口の減少、高齢化の進展を通じ、経済規模の縮小、産業や社会の担い手不足等、様々な分野に深刻な影響を及ぼすことから、引き続き最重要課題として捉え、人口減少社会に対応したまちづくりを目指して取組を進めていく必要があります。

また、長引く物価高騰により、市民生活や産業活動等に大きな負担や制約が継続し、その影響は様々な産業に波及し続けています。物価高騰に起因して発生する課題に対して、本市は迅速かつきめ細やかな独自施策を展開してきましたが、今後も引き続き、臨機応変に対応できる自治体運営を堅持しつつ、地方回帰の時流の変化や生成AIに代表されるデジタル技術の進展を捉えて、これまでの地方創生を継続・加速するなど、将来にわたって持続可能な地域社会を維持することが強く求められています。

そのため、「第6次えびの市総合計画」（以下「総合計画」）の着実な展開とともに、今定例会に提案中の第3期の「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）に基づき、デジタルの力も活用して地方創生の取組を進めてまいります。

本市の財政状況は、令和5年度決算では、総基金残高は増加しましたが、義務的経費である人件費、扶助費、公債費は依然として増加傾向であり、さらには、ごみ処理施設をはじめとした大型の公共施設の更新や施設のLED

化・老朽化による修繕経費の増加等も見込まれることから、本市の将来のためにも財源を確保しておく必要があります。

これらの財政運営上の課題に対応し、市民の皆様が住みやすさを実感することができ、これからも持続的に発展し続けるえびの市として、市民の福祉の増進に必要な投資は積極的に行い、持続可能な財政運営を行っていくためには、歳出の内容を前向きに不断に見直し、さらなる業務の効率化などの取組が必要です。

施策の実施に当たって

国や市の情勢を踏まえ、施策を着実に実施していくためには、まちづくりの主役は市民であることを基本とし、市民・地域・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、相互の連携により、協働のまちづくりの取組を進めていくことが重要です。また、総合行政の観点から全ての分野にわたって横断的・総合的に連携し、質の高い行政運営を目指すとともに、SDGs の理念や男女共同参画の視点などに配慮し、人口減少下でも新たな価値観を創造し、豊かで持続可能な地域づくりを念頭に各種施策を実施してまいります。

当初予算の基本的な考え方

令和7年度は、引き続き物価高騰の影響を受ける市民生活への対策、市民の福祉の増進並びに常に変化する市民ニーズ及び地域経済の回復に積極的に対応する必要があることから、過去最大の予算規模としておりますが、「重点取組事項」の取組目標の達成に向け、全ての事業の総点検を行い、無駄を徹底的に排除し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、「選択と集中」による予算としております。

それでは、令和7年度の主な施策について、概ね、総合計画の基本計画の内容に沿って、まずは基本目標1「えがお市民生活」に係る内容から、順次ご説明いたします。

1. 子育て

子育てしやすい環境づくりにつきましては、既存計画を一体として策定した「こども計画」に基づき、国が定めた「こども未来戦略」による児童手当の拡充や市独自の施策である保育料・副食費の無料化など、これまでの子育て世帯への経済的負担軽減支援策を継続しつつ、新たに子ども医療費を高校生相当まで完全無料化するなど、子育て環境の充実・向上及び質の確保について、これまで以上に取り組んでまいります。また、こどもの貧困対策として、子育て家庭の経済的支援とこどもの見守り体制づくりについても、引き続き取り組んでまいります。

母子保健対策の充実につきましては、令和6年度まで別々に設置していた「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関として令和7年度より「こども家庭センター」の運用を開始し、関係機関を含めた相談支援体制をさらに強化してまいります。また、育児不安や産後うつ等の軽減を図るとともに、土日・夜間帯の児童の軽度の怪我・疾病に対し気軽に相談できるオンライン医療相談サービスの提供に

より、子育て不安の解消に繋げる新たな取組を実施します。

要保護児童対策の推進につきましては、要保護児童や要支援児童の早期発見及び適切な対応や支援を図るため、見守りによる実態把握と、相談体制を強化するための関係機関との連携に取り組むとともに、こども家庭センターを中心として母子保健と一体となり児童虐待の防止に努めてまいります。

2. 健康

健康づくりの推進につきましては、全ての市民が生涯にわたって健康で幸せに暮らせるまちづくりであるスマートウエルネスシティ構想の実現に向けて、昨年3月に策定した「元気で健幸なえびの市づくり計画」に基づき、「えびの健幸チャレンジ事業」として、チャレンジウォーキングの実施及びがん検診の利便性を高める等、健康づくりの推進に取り組んでまいります。併せて、がん治療による外見の変化を受けた方の精神的及び経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上及び社会参加を支援するため、新たにアピアランスケア支援助成事業に取り組んでまいります。また、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を行うため、後期高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施により、継続的な支援に取り組んでまいります。さらに、帯状疱疹が予防接種法のB類疾病に位置づけられ、令和7年度から定期接種化されることから、帯状疱疹ワクチンの予防接種を実施します。

安心して受けられる医療の推進につきましては、疾病の発症予防、早期発見、早期治療及び重症化予防を図るため、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査の対象年齢を引き下げ、実施率の向上に取り組むとともに、若い世代の健康意識の醸成に努めてまいります。

地域医療体制の充実につきましては、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、広域的な地域医療体制により初期救急及び第二次救急医療体制の確保を図るとともに、本市の地域医療を絶やさないことを最優先課題として医療関係者等と連携に努めてまいります。

3. 介護

介護保険事業につきましては、「第9期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、医療、介護、地域との連携、協働による地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。

また、介護サービスを提供する人材を安定的に確保するため、介護事業者等と連携を図り、市独自の介護人材確保推進事業等の支援事業に引き続き取り組んでまいります。

認知症施策につきましては、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、現在取り組んでいる「オレンジカフェ」の拡充を図ってまいります。

4. 福祉

「第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和7年度で終期を迎えることから、地域福祉推進会議の場を活用した地域住民による話し合いでの意見や把握できた課題等を踏まえ、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができるまちづくりの指針となる次期計画の策定を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「障がい者プラン」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、認め合い支え合う、誰もが自分らしく輝く地域共生社会の実現に向けて、引き続き、障がいのある人の生活を支援する様々な施策と適正な障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの提供に努めてまいります。さらに、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供について、事業所等への周知、啓発を実施してまいります。

低所得者福祉につきましては、引き続き生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活困窮者や被保護者が自立した生活を送ることができるよう、えびの市生活・仕事支援室を中心に、関係機関と連携を図りながら生活困窮者自立支援制度に基づく各種支援策に取り組んでまいります。

様々な福祉課題に対する関係機関による包括的な対応につきましては、多機関協働による支援、地域づくりに向けた支援及び社会とのつながりをつくる参加支援について、一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を本格的に開始し、本市における地域共生社会の実現を目指してまいります。

5. 市立病院

市立病院につきましては、「えびの市立病院経営強化プラン」に基づく取組を推進し、本市の地域医療の拠点病院として、診療機能の向上や救急医療体制の維持を図り、経営基盤の強化に努めてまいります。また、西諸3市町による「地域医療連携推進法人」の早期設立に向けて、西諸3公立病院間の協議を深めてまいります。

医師確保につきましては、大学等へのアプローチ、県の協議会や民間の紹介事業者からの情報収集、市内出身医師の招へいなど病院独自の活動を継続しながら、安定的な病院運営に必要な医師数の確保に努めてまいります。

6. 環境

環境保全と循環型社会の実現につきましては、「第二次えびの市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって環境保全活動やごみの減量化などに取り組んでまいります。

令和7年度は、温室効果ガス削減のため、本庁舎の照明をLEDに切り替え、公用車についても電気自動車を導入し、順次増やしてまいります。

地熱や風力発電など事業者による再生可能エネルギーの導入につきましては、本市の豊かな地域資源を生かすとともに、地域や産業への貢献、環境影響の負荷軽減という観点から、適切な調整に努めてまいります。

また、美化センターにつきましては、長寿命化を図るため令和7年度から令和10年度にかけて大規模改修を実施いたします。令和7年度については、令和6年度に作成した詳細仕様書に基づき、改修工事の設計を行ってまいります。

7. 観光商工

商工業につきましては、えびの市商工会や金融機関等との連携を強化し、制度融資における利子補給や保証料補助を実施してまいります。特に経営支援資金に係る利子補給については実質無利子化を継続することにより、燃油・物価高騰の影響を受ける商工業者の資金繰り支援に繋がります。また、特産品ブランド認証事業につきましては、ブランド認証品等の販売事業者の販

路拡大等の取組を支援し、意欲のある事業者を支援してまいります。併せて、これまで取り組んできた大阪物産フェアのあり方を見直し、新たな特産品の販売促進を通じて本市のPRに取り組めます。

人口減少により影響を受けている農業・畜産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対する国の支援制度の活用について検討を進めてまいります。

起業支援につきましては、地域活性化起業人制度を活用してえびの市起業支援センターの機能強化を図り、また新たに女性起業家育成及びデジタル人材育成を目的としたセミナーや講座を開催する「女性起業家デジタル人材育成支援事業」により女性活躍推進に取り組んでまいります。

株式会社えびのにつきましては、寄附額の向上に向けた返礼品の充実や市場の動向調査等を行うなどふるさと納税業務の推進やシティセールスに取り組んでまいります。また、地域おこし協力隊に対する活動支援等に関する新たな取組を進めてまいります。

観光資源の魅力化につきましては、令和6年度策定の観光振興計画に基づいて、ウェルネス・ツーリズムを中心とした観光振興策を観光大学等を通じて関係者と連携して取り組んでまいります。本市の代表的な観光地であるえびの高原、白鳥温泉、矢岳高原においては、指定管理者とともに、その魅力を最大限発信する取組を進めてまいります。また、広域観光連携のため西諸2市1町により、昨年1月に設立した「北きりしま広域観光連携協議会」を主体に広域観光の特性を生かした具体的な取組を進めてまいります。さらに、宮崎県観光協会が導入する人流データ分析ツールに参画し、周遊観光の現状について詳細な分析を行ってまいります。

アウトドアシティの確立につきましては、えびの市アウトドアビジターセンターを発信拠点とした体験アクティビティの充実等や国が整備を進める京町地区でのかわまちづくり事業における河川空間オープン化に向けた社会実験と連携することで体験型観光を推進してまいります。

スポーツ観光の推進につきましては、京町温泉マラソン大会や市長旗杯バレーボール大会など、本市のPRに繋がる取組を行うとともに、スポーツ観光推進協議会を中心に合宿や大会等の誘致に取り組んでまいります。

観光施設の整備につきましては、八幡丘公園の整備が最終年度を迎えます。これまで、園路、展望台及び駐車場を令和4年度から順次整備し、令和6年度では大型遊具を整備しております。令和7年度においては木製遊具の撤去更新を行い、四季折々、子どもたちから高齢者まで幅広く親しまれる観光施設を目指します。

8. 企業立地

企業立地の推進につきましては、インターネットや新聞などの広告媒体を活用した情報発信を行うとともに、立地企業等への優遇制度の対象となる業種の拡充を行い、更なる立地に繋げてまいります。

立地企業への支援につきましては、産業団地において令和6年度に操業を開始した4社や立地が決定した2社の事業が円滑に進むよう、引き続きフォローアップを行うとともに、企業ニーズに配慮した環境づくりに取り組んでまいります。

9. 農業・畜産業

「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、国内の農業は大きな転換期を迎えていると言えます。

農業・畜産業につきましましては、農業従事者の高齢化等による経営体数の減少や労働力不足、近年のエネルギーや物価高騰による生産コストの上昇、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の懸念、牛枝肉及び子牛価格の低迷、さらに気候変動による農産物の品質や収量の低下によって農畜産業は厳しい経営を強いられていることから、今後策定される食料・農業・農村基本計画等を注視しつつ、本市独自の支援策を含め、引き続き必要な対策を講じてまいります。

産地サポート機能を有する新たな体制の構築につきましましては、少子高齢化・人口減少が進む中で農業従事者や耕作面積の減少が見込まれ、労働力不足や耕作されない農地の増加が懸念されることから、地域の話し合いを通じて中心となる経営体への農地の集積・集約化を進めるとともに、国が進めるスマート農業の実現に向け、農地整備による省力化と効率化を推進してまいります。

また、本市の農畜産業が成長産業として維持・発展するためには人材の育成・確保が重要課題であることから、国・県や市単独事業を活用し、新規就農者や後継者、さらに農業以外や市内外からの人材を呼び込み、持続可能な農畜産業を振興してまいります。

持続可能な畜産経営の基盤強化につきましましては、多発している高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の各種家畜伝染病ウイルスの侵入防止対策に万全を期すとともに、本市畜産の中心である和牛繁殖経営における高能力雌牛群の整備や優秀な肥育素牛導入による肥育牛経営の生産性向上及び酪農経営の乳量確保対策に努めてまいります。

さらに、物価高騰の煽りを受け消費が低迷している和牛枝肉対策として、関係団体と連携して県内で行われる枝肉共励会出品牛を購入し、えびの産宮崎牛の消費拡大フェアの開催や各種イベント等においてハーブ牛などの市内産畜産物のPRに努めてまいります。

意欲ある農産・園芸経営体の生産基盤強化につきましましては、本市では多様な栽培体系により多くの農産物が栽培されていることから、需要のある夏秋ピーマンの作付拡大に関係団体と連携し取り組むとともに、昨今の異常気象による園芸施設の高温対策を講じ、安全な労働環境の整備と安定生産に向けた取組を支援してまいります。また、国が推進するみどりの食料システム法に基づき、環境への負荷を低減する取組を引き続き支援してまいります。

魅力ある新たな商品開発へのチャレンジにつきましましては、これまで異業種とコラボした新商品開発を推進し、ふるさと納税の返礼品や道の駅えびの等での販売にも繋がっていることから、引き続き、6次産業化に取り組む事業者を支援してまいります。

農地利用の最適化につきましましては、地域計画に位置付けられた担い手等に農地利用の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構を活用するとともに、その事務の効率化を図るため、現行の農地台帳システムから全国一元化のシステムへ移行を進めてまいります。

10. 農業基盤・林業

農業生産基盤の整備につきましましては、農産物の生産性向上や生産活動を継続していくために、県営畑地かんがい整備事業及び水田の県営ほ場整備事業

の事業実施地区の早期完成と、計画的な事業採択に向けた推進に努めてまいります。また、多面的機能支払交付金事業を推進し、地域で行われる農道・水路などの保安全管理活動を支援してまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ多面的機能を継承する森林づくりを推進し、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進や再造林による森林整備を支援するとともに、木材生産の効率化を図る機械の導入を支援してまいります。また、有害鳥獣対策として、新規狩猟者の確保と捕獲の支援に取り組み、防護柵の設置を推進し、飼料作物、農作物への被害軽減に努めてまいります。

１１．道路・河川

幹線道路の整備につきましては、えびの中央東部線の工事に着手し、東部地区と中部地区を結ぶ幹線道路の整備に努めます。また、現在事業が行われている国道４４７号、国道２２１号麓・坂元工区、県道３０号などの整備促進について県と連携を図り、事業を推進してまいります。

生活道路の整備につきましては、総合計画、えびの市過疎地域持続的発展計画及びえびの市辺地総合整備計画との整合を図りながら、地域住民の安全と安心が確保されるよう計画的に拡幅改良等を行い早期完成に努めてまいります。

都市計画につきましては、令和９年度から令和１８年度までを計画期間とする都市計画マスタープランの見直しに着手します。併せて、将来にわたり持続可能な都市経営を可能とするため、立地適正化計画を令和８年度にかけて策定いたします。

道路の保全・維持管理につきましては、老朽化の著しい路線の維持・修繕工事や補修等を計画的に行い、特に通学路等の安全確保や利便性の向上に努めてまいります。

河川の維持管理につきましては、河川護岸の整備や堆積土の浚渫を行うなど、浸水被害軽減に努めてまいります。また治水対策として、川内川流域の市町と連携を図り、氾濫防止のための内水対策や、下方井堰の早期改築、排水機場の能力向上について国へ要望してまいります。

１２．水道

水道施設及び管路の計画的な更新につきましては、経年化した水道施設の更新事業を計画的に推進するとともに、水道管布設替工事等につきましても、引き続き道路改良工事に併せて耐震性を有する管路へ更新してまいります。また、浄水施設の分散化を図るため、新水源開発に伴う水文地質調査を進めてまいります。

持続可能な水道事業の経営基盤の維持につきましては、新しい水道料金体系の下、適正な水道事業運営となるよう努めてまいります。

１３．学校教育

少人数学級事業等きめ細かな教育の推進につきましては、本市独自の３０人学級編成による少人数指導を継続して取り組み、ＡＩドリルなどＩＣＴを活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの実現や学力の向上及び生徒指導の充実を図ってまいります。また、不登校傾向の生徒への対応を充実させるため、校内教育支援センターをモデル校に設置し、誰一人取り残されな

い学びの保障に向けた取組や学習活動の支援体制の強化を図ります。

幼保・小・中・高一貫教育の更なる推進につきましては、えびのの次世代を担う人財の育成に向け、キャリア教育支援センターを設置し、「えびの学」をもとにキャリア教育にも力を入れ、児童生徒が自分の生き方について考え、ふるさとを愛する心やふるさとへの誇り、ふるさとに貢献しようとする気概をもつ児童生徒の育成を目指します。また、A L Tを活用した就学前からの英語活動など特色ある教育活動の取り組みにより、発達の段階に応じた系統性・一貫性のある教育を進めてまいります。

本市唯一の県立高等学校である飯野高等学校につきましては、新たに海外や県外研修に係る費用を支援するなど、引き続き魅力の向上に向けた取組を進めてまいります。

教育環境の維持・充実につきましては、施設や樹木等の点検、修繕、剪定等の実施や照明のL E D化、小学校のトイレの洋式、乾式化などを継続して進め、安全・安心に学べる環境づくりに努めてまいります。さらに、学びの場におけるI C T活用を推進するため、耐用年数が経過する児童生徒用タブレット端末の更新や、I C T支援員の配置によるI C Tを活用した学習環境の整備に取り組んでまいります。

安全でおいしい学校給食の提供につきましては、物価高騰が続く中、子育て支援として、引き続き保護者の経済的負担軽減を図るため、小中学生の学校給食費の無償化に取り組むとともに、えびの産の米・野菜・肉等の食材を取り入れながら、栄養バランスの取れた学校給食の提供に努めてまいります。

1 4. 社会教育・文化・スポーツ

社会教育・体育施設の適正管理につきましては、老朽化等に伴う施設の修繕・改修等を計画的に進めるとともに、安全・安心な文化・スポーツの環境づくりに取り組んでまいります。図書館・資料館につきましては、令和7年度から2か年かけて改修工事を行うこととし、令和7年度は、屋上防水工事を実施します。

生涯学習・青少年健全育成の推進につきましては、学びたい人が学びたいときに学べるよう、また、いくつになっても学ぶ喜びを感じ、学び続けられるよう、市民のニーズに合わせた生涯学習講座、市民大学、出前講座等を実施してまいります。また、青少年の健全育成を図るため、体験活動の実施、地域ボランティアによる地域学校協働活動、家庭教育の充実など、地域・団体・行政が一体となって取り組んでまいります。特に、青少年体験活動においては、これまでの宿泊体験から農業体験に変更し、子どもたちが自然と触れ合い、食育への興味・関心を高める機会を提供します。また、地域学校協働活動では、学校教育と連携を図り、キャリア教育の推進に努めてまいります。

芸術文化の振興と文化財の保護と活用につきましては、文化芸術に触れる機会や発表の機会の提供に努めるとともに、引き続き文化芸術活動の支援を行ってまいります。また、文化財につきましては、国指定の重要文化財をはじめとする史跡や、数多くの貴重な文化財等があるため、適切な保護に取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、競技スポーツから生涯スポーツまで、市民それぞれのライフスタイルに合わせたスポーツ活動を楽しむことができる

環境づくりに取り組んでまいります。また、令和9年に宮崎県で開催される国民スポーツ大会に向けて、着実に準備を進めるとともに、市民への啓発を行いながら、機運の醸成を図ってまいります。

15. 市民協働・多文化共生

市民協働の推進につきましては、えびの市自治基本条例に基づく市民参画を進めていくとともに、「えびの市協働のまちづくり指針」に基づき、市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解し、対等な立場で相互に連携・協力しながらまちづくりに取り組めるよう努めてまいります。また、市民活動支援センターにおいて主体的に取り組む市民活動の支援を行うとともに、えびの市ぷらいど21助成事業を実施し、市民主体のまちづくりを促進してまいります。

また、協働のまちづくりの重要な担い手である自治会やまちづくり協議会の自主性や自立性を尊重しながら、えびの市自治基本条例に基づき、地域と行政の連携を図ってまいります。令和7年度は、上江地区コミュニティセンターのトイレ整備を行います。また、地域コミュニティ担当者が自治会との連携を深め各種支援活動を行うことにより、自治会の活性化に繋げるとともに、自治会加入の促進を図ってまいります。

多文化共生に向けては、市内事業者やえびの市国際交流協会その他関係機関と連携を図り、市内に住む外国人が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、市民との交流を深める取組を進めてまいります。

16. 情報

デジタル環境の整備につきましては、国が推進する自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の重点取組である自治体情報システムの標準化・共通化に対応するため、自治体情報システムの標準準拠システムへの円滑な移行と本稼働に向けて整備を進めてまいります。また、行政手続のオンライン化やシステム導入により市民の利便性向上・行政サービスの業務効率化を図ってまいります。併せて、市民が安心してスマートフォンなどのデジタル端末を使用できるような支援体制を継続してまいります。

17. 移住・定住

移住・定住の推進につきましては、ワンストップ型の相談窓口である「移住・定住支援センター」の運営と併せ、移住者向けの様々な支援メニューに積極的に取り組むほか、二地域居住を通じた地方への人の流れの創出・拡大を図るための取組を行ってまいります。また、教育移住を推進するため、飯野高等学校の生徒数確保に大きく貢献している全国卒の生徒等に対して、下宿等の費用助成及び生徒寮の運営について支援します。

18. 安心・安全の確保

自衛隊との共存につきましては、自衛隊のまちとして、引き続き市民との交流活動に取り組むとともに、えびの駐屯地の存続・増強を推進してまいります。また、国の動向を注視しながら防衛事業を活用した公共用施設及び生活環境の整備に向けて取組を進めてまいります。

地域防災力の向上につきましては、頻発する自然災害に対する事前防災と

して、自主防災組織の設立及び活動の更なる充実に努めるとともに、防災リーダーの活動拡大を支援し、市民主体の防災意識の高揚及び災害時の行動に関する実効性の向上に努めてまいります。また、要配慮者に係る安全体制確保のため、個別避難計画の策定に取り組んでまいります。

災害予防対策の推進につきましては、戸別受信機の全戸配布を基本とした無線放送施設の整備事業に取り組んでまいります。併せて一斉情報配信システムにより様々な媒体による防災情報を発信するとともに、多くの市民が活用できるよう周知に努めてまいります。

消防力の確保につきましては、消防車両をはじめとする資機材の整備を計画的に行い、団員が活動しやすい環境づくりや地域の実状を反映した運営体制の構築を図るとともに、常備消防、警察及び自衛隊との連携強化に努めてまいります。

また、広域消防・救急体制につきましては、引き続き、西諸3市町で連携し、その体制維持や充実に努めるとともに、えびの消防署においては、女性消防士の活躍推進のため女性専用施設を整備します。

市営住宅の適切な管理につきましては、令和6年度に引き続き「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、栗下A団地の一部を高齢者向け住宅に改修するための工事を行います。また、市内の企業に就労しようとする外国人技能実習生の住居として市営住宅の空き住戸を活用し、労働力の確保に資するとともに、市営住宅の入居率向上を図るための取組を行ってまいります。

空家対策につきましては、「第2次空家等対策計画」に基づき、特定空家等をはじめとする放置されている空家の適切な管理を促すなど、引き続き良好な住環境の維持を図ってまいります。

木造住宅の耐震化につきましては、令和7年度から木造住宅耐震改修に係る補助金を拡充し、更なる木造住宅の耐震化を推進してまいります。

公共交通の維持・確保につきましては、市民生活にとって必要不可欠である鉄道や路線バスの利用促進や維持存続に向けた取組を更に強化します。また、タクシー利用料金助成制度及び移動スーパーに対する支援を継続することで、高齢者等を中心とした外出支援を実施してまいります。また、鹿児島空港へのアクセス改善につきましては、民間事業者と連携して、その確保を図ってまいります。

19. 人権

人権意識の高揚につきましては、「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」や「えびの市人権教育・啓発推進方針」に掲げる理念や趣旨、責務等を踏まえ、様々な人権問題に関する学習機会の提供及び啓発活動に積極的に取り組んでまいります。また近年、事案の増加や深刻化が問題となり、対応や支援の必要性が高まってきている、SNS等を含むインターネット上の人権問題や犯罪被害者支援などについて、他自治体の状況等も参考に具体的な対応を図ってまいります。

男女共同参画の推進につきましては、総合行政としてあらゆる施策・事業において男女共同参画の視点での配慮がなされるよう努め、「第4次えびの市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業の適切な事業評価・進捗管理を行い、着実な推進に努めてまいります。

20. 行政経営

自主財源である市税につきましては、納期内納付を推進するため、ホームページ上で口座振替の手続きができるWeb口座振替受付サービスを導入し、効果的な徴収対策に努めるとともに、公平負担の原則に基づく適正な賦課による市税収入の安定的確保に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附額の増加に向け株式会社えびのと連携し、返礼品の開発・掘り起こしや充実を図りながら、貴重な歳入の確保に努めてまいります。

計画進捗の管理につきましては、計画的な行政運営のために、総合計画等の進行管理に基づき推進してまいります。また、第6次総合計画前期基本計画が令和7年度に計画期間の終期を迎えるため、令和8年度からの後期基本計画の策定に取り組むとともに総合計画の進捗管理に公共施設マネジメントを組み込み、将来の公共施設のあり方の検討や、その結果を財政運営に反映させる仕組みを構築します。

行政改革の推進につきましては、「第7次えびの市行政改革大綱」に基づき取組を進めていくとともに、令和5年度実施の全庁業務量調査の結果の更なる分析による業務の「見える化」から行政運営の効率化や市民の利便性向上に向けた取組を進め、人口減少問題に対応し、持続可能な地域づくりと健全な行財政運営を目指すため、「第8次えびの市行政改革大綱」を策定してまいります。

職員の育成につきましては、複雑・多様化する行政課題に的確に対応する上で、人材育成の重要性が更に高まっている状況を踏まえ、宮崎県市町村職員研修センターや県内自治体と連携して実施される外部研修や庁内における独自研修に積極的に参加するとともに、実務を通じた訓練（OJT）を効果的に実践することにより、職種、階層、専門性等に応じて必要となる知識や技能を習得し、職員の意欲・能力向上を図ってまいります。

以上、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べましたが、令和7年度は市長就任4期目の集大成の年になると同時に、第6次総合計画前期基本計画の最終年度であり、第3期総合戦略の初年度となります。そのような重要な局面であることを踏まえて、「重点取組事項」の取組目標の達成や、残された課題の解決はもとより、これまで取り組んでまいりました施策の、より一層の深化を図り、本市の更なる成長の礎となるよう、市民の皆様と一体となり、「えがおが交わり続けるまち 霧島山のめぐみめぐる えびのー」の実現に向け、誠心誠意、各種施策・事業に取り組んでまいる所存ですので、議員の皆様、市民の皆様にご理解とご支援をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。